

第1回浦安市自立支援協議会 議事録

○「障がい」の表記について

法律名、団体名等固有の名称を除き「障害」は「障がい」と、「害」を「がい」とひらがな表記します。

(例) 障がい者福祉センター、身体障がい者福祉センター など

○委員名の表記について

障がい当事者あるいはそのご家族である委員のプライバシーの保護の観点から、また、委員は団体等を代表としてご参加いただいていることから、発言者の名称には、団体名等を掲載します。

1. 開催日時 令和5年7月6日(木) 14:00～15:40

2. 開催方法 市役所4階S2～4会議室(オンラインと併用)

3. 出席団体名

和洋女子大学(会長)、社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも、千葉商科大学、浦安手をつなぐ親の会、浦安市視覚障害者の会トパーズクラブ、浦安市聴覚障害者協会、社会福祉法人敬心福祉会(2名)、社会福祉法人佑啓会、社会福祉法人千楽、労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団、社会福祉法人なゆた、株式会社徳正、株式会社舞浜コーポレーション、千葉県立市川特別支援学校、福祉部、こども発達センター

4. 議題

(1) 令和5年度自立支援協議会について

(2) 浦安市障がい者福祉計画策定について

(3) 令和5年度以降の実施事業について

(4) 令和4年度基幹相談支援センター事業報告について

(5) 令和4年度地域生活支援事業報告(日中一時支援・移動支援)について

(6) 令和4年度地域生活支援拠点事業実績について

5. 資料

参考資料	浦安市自立支援協議会設置要綱
議題1資料1	令和5年度自立支援協議会について
議題1資料2	令和5年度自立支援協議会スケジュール
議題1資料3-1	浦安市の課題と解決に向けて
議題1資料3-2	浦安市の課題と解決に向けて
議題1資料4	自立支援協議会の新旧対照表について
議題2	浦安市障がい者福祉計画について
議題3	令和5年度以降の実施事業について
議題4	令和4年度基幹相談支援センター事業報告
議題5	地域生活支援事業について
議題6資料1	令和4年度地域生活支援拠点事業実績
議題6資料2	令和4年度地域生活支援拠点事業実績
議題6資料3	基幹相談支援センター・地域生活支援事業総括

6. 議事

(1) 令和5年度自立支援協議会について

事務局から説明を行った。各委員からの意見は次のとおり。

会長：今回いろいろと新しい仕組みをつくろうとしているところがございます。プロジェクト型に部会をしていくということで、私の提案ですが、非常にこれは良いと思っていて、例えば、就労については重度障がい者の就労もあれば、グレーゾーンの方々の問題もあるし、対象者によってアプローチが違ったり、議論が分散してしまうことがあるとお聞きしていて、絞った議論をしていくことが、課題解決のためには必要というところで、プロジェクト型の中で、例えば、65歳問題。障がい者から高齢者の介護保険に移っていくときの問題だとすると、プロジェクト型にして、地域包括支援センターの方々をお呼びすることも考えられます。そういった現場の相談支援をやっておられる方々同士の繋ぎというところも、今後はプロジェクト型にすることによって、活性化してくる気もしておりますので、その辺も部会のリーダー、サブリーダーがどこプロジェクトメンバーを組めばいいのかしっかり考えて、作っていただくとありがたいなという思いであります。

(2) 浦安市障がい者福祉計画策定について

事務局から説明を行った。委員からの意見はなし。

(3) 令和5年度以降の実施事業について

事務局から説明を行った。各委員からの意見は次のとおり。

会長：個別避難計画の作成はどこの市町村もご苦労されているとお聞きしておりますが、浦安では数年前に安心防災帳を使ったワークショップを、日ごろの備え、どこに逃げるか、逃げるときの支援などを自分なりに整理する機会を部会の中でやってお聞きしております。こういったものもまた復活してもいいのかなと思いついて聞いていたのと、今いろいろ浦安市と共同で進めています、行政データを含めて活用できるものがあると思っております。

この前、ある地域で重心のお子さん、お子さんといっても、もう20歳をすぎますが、若い重心の方とお母さんの2人暮らしで、土砂崩れの危険があり、避難勧告が出たので、いい機会だから行ってみようということになり公民館に行ってみよう。その方は呼吸器を付けていて、荷物もたくさんあるので、行くなら手伝うよと近所の方が荷物を持ってくれたりして、公民館に行ったところ、個室を用意してくれたりとか、手厚くいろいろやってくれたってことで、お母さん非常に喜んでおりました。そういった機会も本当に必要だと思ったし、行ってみれば、そこまで特別視をしなくて受け入れてくれることがわかったということでした。

今後この個別避難計画を立てるにあたって避難所に行ってみるとか、近所の人や自治会の方と顔見知りになることが本当に必要だということを改めて私自身思いました。

浦安手をつなぐ親の会：東野パティオの入居が2年を過ぎていらっしゃる方も出てきているかと思いますが、通過型ということだったので、こういった状況なのかわかる範囲で結構ですが教えていただければと思います。

事務局：東野パティオのグループホームは通過型という形で令和2年11月にオープンしております。もともと17人の定員のグループホームですが、現在グループホームを出て、どこか別の場所で生活の居所を変えたという方は全部で5名ほどいらっしゃいます。中にはご自宅に戻られた方や、ほかのグループホームに移られた方とか、いろんな形で少し入れ替わりが出て、移行は進んでいるという状況になっています。

会長：利用期限はありますか。

事務局：基本的には何年というのはありませんが、必ず1年に1回は相談支援専門員やご家族、それから佑啓会、場合によっては行政も入って、こういった生活をこれからしていくかアセスメントを行って、生活の場の見直しを行うようにはしています。

浦安手をつなぐ親の会：東野パティオに入居された方は重度の方が多かったと記憶をしていますが、そういった方はなかなか民間で受け入れていただけるグループホームがないというのは、私どもの認識ですから、今、5名中何名かご自宅に戻られたということですが、ほかのグループホームに移られたというのはいいかなと思います。あと、新しく浦安市内に建設予定とか、そういった情報があればお願いします。

事務局：現在、この後すぐどこかというところは私共でも把握はしてないですが、新しいグループホームができるときには、障がい福祉課や障がい事業課を通して、市内の事業者さんや当事者の団体さんの皆様に情報提供するようにいたします。

会長：今出た通過型のグループホームというのは、初めてご参加の委員の方々もいらっしゃるの、ちょっと触れておきます。実は国の方も通過型グループホームというのを制度化しようという話がありますが、どちらかという国の方は、訓練をして、一人暮らしを目指すという意味での通過型となっています。通過型もいろいろあって、浦安の場合、重度障がい者の方が、地域で引き続きお住まいになれるように重度障がい者対応のグループホームをずっと模索はしてきたんですけども、市で作って、そこにずっと滞留するとなると、税金で作ったものが一部の方に独占されてしまうということになるということで、あくまでも通過型にして、民間の方のノウハウを育てながら、民間で重度障がい者対応のグループホームができるようにというような意味合いがあって、浦安は通過型のグループホームにしていると聞いております。

(4) 令和4年度基幹相談支援センター事業報告について

社会福祉法人パーソナル・アシスタンスともから説明を行った。各委員からの意見は次のとおり。

会長：浦安市のセルフプラン率はどれぐらいになっていますか。

社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも：確か、新規計画作成者では30%から40%ぐらいだったと思います。

会長：その分のフォローを基幹がしなければいけないということですよ。セルフプラン率が高くなればなるほど、基幹の業務がスクラップされるというところでの関係性なのかなと思います。これも地域課題ですよ。つまりは相談支援が少ないということなんじゃないかな。

(5) 令和4年度地域生活支援事業報告(日中一時支援・移動支援)について事務局から説明を行った。各委員からの意見は次のとおり。

浦安手をつなぐ親の会：日中一時支援のことについてお伺いしたいのですが、うちの子は平日、生活介護に行つて時間を過ごしていますが、土日にやることなく、家で一日中寝てるとかそんなことにどうしてもなつてしまいがちなので、できれば土日にそういう事をやっていただける所があると嬉しいので、この辺の実態をお伺いできればと思います。

会長：日中一時支援の土日の実態ということですかね。

事務局：生活介護という名称が出ましたが、これは障害福祉サービスで全国一律のルールのもとで都道府県の指定を受けた事業所が、安定した生活を営むことができるように支援する事業となっております。国の方で月の日数マイナス8日、これが一旦の最大の利用日数と定められていますので、月曜日から金曜日の平日が最大の日数を満たすため、土日に生活介護は一般的には使わないことを想定しています。そのため平日に生活介護をしっかり使つて、土日はご自宅ないし違うサービスを組み立てるのが全国的共通と思われまふ。そこで土日に預かりといった必要性を満たすのが日中一時支援となっております、決定的に違うところが日中一時支援事業は預かりをメインとした事業となっております。この辺り、実際の皆様の生活のニーズと合わないような点があるのであれば、日中一時のあり方も確かに考えていかなければいけないと思つておりますが、土日に関しては日中一時支援を実施している事業所は比較的市内にも複数あると現状見ております。

浦安手をつなぐ親の会：ちょっと私の認識と違つていたのですが、ではほとんどが土日の利用という理解で間違つていないでしょうか。

事務局：日中一時支援事業は平日の活動の後に使うこともできますし、もちろん朝の早い時間帯から夜まで必要であれば利用する事ができる状況になっています。

会長：浦安市内で医療的ケア児・者というのは何名ぐらいいらっしゃるんですか。

事務局：医療的ケアの方の総数を把握するのは、福祉の分野だけでは難しい現状となっております、医療的ケアのある方が、一番身近なのが、医療・保健の分野となっております。浦安市でもどのように総数を把握するかというのはまさに議論しているところですが、障がい福祉課で把握しているのは電気式の痰吸引機、日常生活用具の中の蓄

電池、こちらを給付している方の数は分かりますので、だいたい市内で数十人程度ということで、把握しているところです。

会長：先ほど出た個別避難計画作成のところにも絡んでくると思うのですが、数十名、百名弱ぐらいかな。

事務局：40名前後。はっきり言えばよかったのですが。ただ、そこから増えているのかどうなのかというのは、あまり追える状況でなくて、板の数字となります。

会長：浦安市で40名程度。今お聞きしても数が少ないというところですね。この40名程度のところにしっかり支援を届けていけないといけないというところがあって、数が少ないがゆえに、事業者も手が出しづらいというジレンマはあると思いながら聞いておりました。ここをどうやって増やしていくのか、どこの市でも大変だと思いますが、この40名をどう救っていくのかという手だてが何かあるはずだろうなと思いました。

(6) 令和4年度地域生活支援拠点事業実績について

事務局・社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも・社会福祉法人佑啓会から説明を行った。各委員からの意見は次のとおり。

会長：浦安の基幹、拠点ですね。ご報告があったように、しっかり機能している部分もございます。本当にありがとうございます。今後ますます拠点参画事業所が増えてほしいです。

今三十数名、事前登録者いますが、ハイリスクの方々の事前把握も地域の相談支援事業者とともに、その人は登録させておいた方がいいんじゃないかみたいな人がいたら積極的に登録した方がよいと思いますし、どことも繋がってないところが急にくるということももちろんあると思うので、プラスアルファというところなのかなと思いました。

7 閉会

令和5年7月6日（木）
午後2時00分～午後3時15分
市役所4階会議室S2・3・4

浦安市自立支援協議会（令和5年度第1回）次第

1 開会

新委員・事務局紹介

2 議題

- (1) 令和5年度自立支援協議会について
- (2) 浦安市障がい者福祉計画策定について
- (3) 令和5年度以降の実施事業について
- (4) 令和4年度基幹相談支援センター事業報告について
- (5) 令和4年度地域生活支援事業報告（日中一時支援・移動支援）について
- (6) 令和4年度地域生活支援拠点事業実績について

3 閉会

浦安市自立支援協議会設置要綱

（設置）

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う場として、浦安市自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 地域の障がい者等の支援体制に係る課題整理と社会資源の開発、改善に関すること。
- (2) 障がい者福祉計画の進捗に関すること。
- (3) 基幹相談支援センター等の事業についての検証及び評価に関すること。
- (4) 地域生活支援拠点の検証及び評価に関すること。
- (5) その他市長が必要と認めること。

（委員の定数及び構成等）

第3条 委員の定数は、20人以内とし、次の各号に掲げる者の中から市長が指名する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障がい福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育・雇用関係機関
- (5) 障がい者団体・当事者
- (6) その他市長が必要と認める者

（会長及び副会長）

第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議を招集し、及び会議の議長になる。
- 4 副会長は、会長が指名し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は1年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(部会)

第6条 協議会は、第2条に掲げる協議事項を円滑に処理するため、次の部会を置く。

- (1) 地域生活支援部会
- (2) 権利擁護部会
- (3) 就労支援部会
- (4) こども部会

2 部会は、会長の指名する者をもって構成する。

(意見の聴取)

第7条 協議会及び部会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞き、又は説明を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 協議会及び部会の会議は原則公開とする。ただし、個人情報等に関する事項等を審議するときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(個人情報の保護)

第9条 協議会及び部会の委員及び出席者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の各規定を厳守するほか、協議会で取り扱った個人情報等秘密を漏らしてはならない。この場合において、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、福祉部障がい事業課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

令和5年度浦安市自立支援協議会について

1. 法的根拠及び目的

自立支援協議会（以下「協議会」という。）は、障害者総合支援法第89条の3に規定され、市等の地方公共団体は、関係機関や団体等から構成される協議会を設置し、その中で、関係機関等の連携強化や、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うこととされています。

〔障害者総合支援法（一部抜粋）〕

第89条の3 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連携をはかることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について、情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

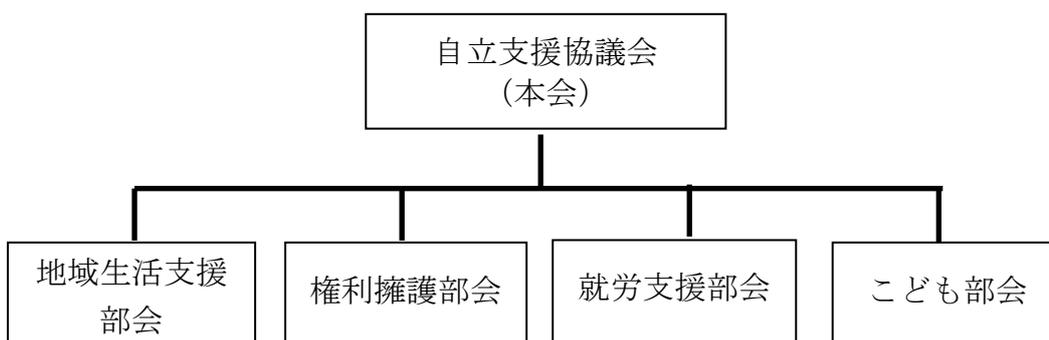
2. 組織

(1) 自立支援協議会（本会）及び部会

協議会は、協議事項を円滑に処理するため、また、障がいのある当事者からの意見を聴取するため、4つの部会を設置し、協議を進めます。

また、各部会においては、別表に記す主な議題の他、別途取り扱う議題を決定します。

【体系図】



名 称	目 的	主 な 議 題
自立支援協議会 (本会)	障がいのある人もない人も共に暮らしやすいまちづくりに関し、関係機関による定期的な協議を行う。	地域課題の整理と対応に関する事項
		障がい者福祉計画の進捗について(計画策定委員会での協議概要報告)
		基幹相談支援センターの事業についての検証及び評価
		地域生活支援拠点の検証及び評価
		地域生活支援事業の検証
地域生活支援 部会	障がい者の住居等に係る諸問題の解決に向けて協議し、課題解決に向けた活動を行う。	利用ニーズに応じた住まいの場について
		災害弱者支援体制の充実について
権利擁護部会	障がい者の包括的な支援体制の構築と権利擁護について協議し、課題解決に向けた活動を行う。	8050 問題を事例とした包括的な支援体制について
		障がい者等の権利擁護に係る事項等について
就労支援部会	障がい者が働く上での諸問題の解決に向けて協議し、課題解決に向けた活動を行う。	重度障がいのある方の就労について
		障がい者の就労の場の拡大について
こども部会	生まれてから 18 歳になるまでのこどもへの支援を協議し、ライフステージに合わせた必要な支援と関係機関のスムーズな連携について、課題解決に向けた活動を行う。	医療的ケア児の支援について
		こどもの暮らし(居場所)について

- ※1 各部会においては、上記の主な議題の他、別途取り扱う議題を協議の上、決定します。
- ※2 プロジェクト会議:部会のリーダー、サブリーダーは、個別の地域課題等に対応するため、部会の他に、回数を定めず、必要に応じプロジェクト会議を招集します。

(2) 合同部会

地域課題に関する対応、情報共有を図るため、地域課題等に関する研修会・講演会等を開催します。

(3) 開催回数

①協議会：年5回

* 5回のうち1回については特定のテーマ設定の上、必要に応じて開催します。

その他4回についても、部会との連動を意識し、議論を深めていきます。

②部会：年3回

③合同部会：年1回

3. 自立支援協議会本会と各部会の連携体制について

① 協議会は、会議毎に「部会等に意見収集すべき事項」を確認し、各部会等へ協議の依頼等を行います。

また、各部会から収集した意見について議論を行った上で、部会に対してフィードバックを行います。

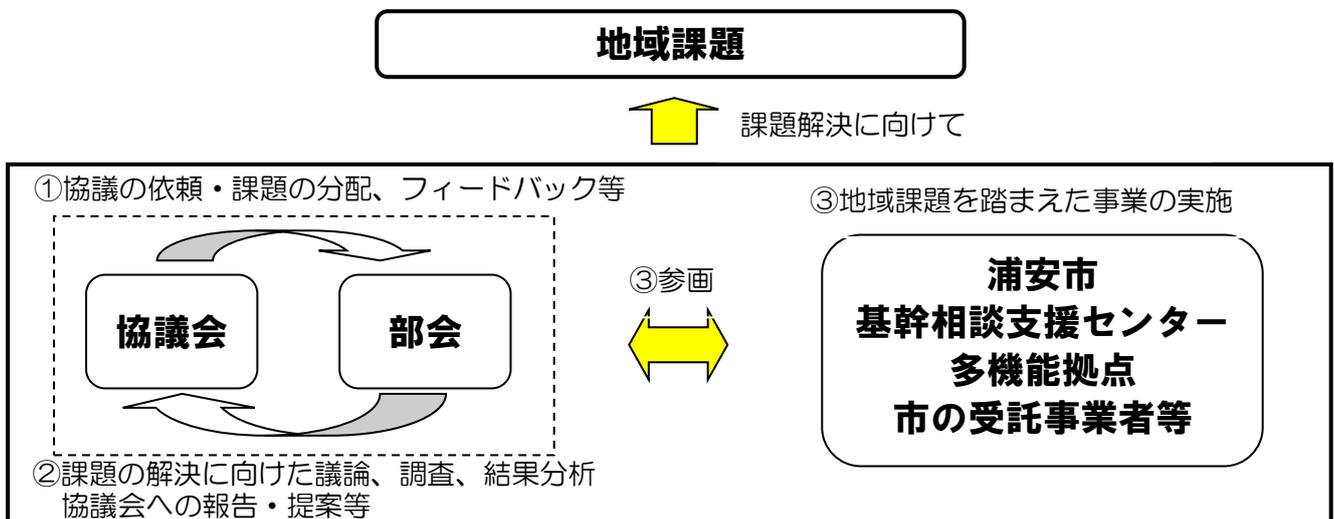
② 各部会は、協議会の依頼を受けて議論を行う他、各部会における「主な課題」の解決に向けた議論、調査、結果分析、報告・提案等を行います。

また、必要に応じて、独自にアンケート調査や団体ヒアリング等も実施し、根拠を持った報告ができることを目指します。

なお、会議開催毎に「協議会へ報告・提案すべき事項」を確認し、協議会へ報告・提案等を行います。

③ 各部会のリーダー、サブリーダー、基幹相談支援センター、多機能拠点運営事業者は、協議会前に開催する幹事会において、各部会の開催概要を会長・副会長に報告するとともに、協議会における論点整理を行います。

また、各部会のリーダー、サブリーダー、基幹相談支援センター、多機能拠点運営事業者、市の受託事業者等は、必要に応じて各部会に参画し、市の地域課題を把握するとともに、各事業における工夫や改善を図ります。



4. 任期

委員の任期は1年間（令和6年3月31日まで）とします。

5. 報償

①協議会：1回あたり 会長 9,500円 委員 9,000円

②部会：1回あたり 委員 5,000円

※ただし、次に相当する場合は、報償の支払いの対象となりません。

- ・ 指定管理者、委託事業者に所属する委員
- ・ 介助者及び意見聴取のために参加する方
- ・ プロジェクト会議に参加する委員
- ・ 協議会及び部会を傍聴する委員
- ・ 合同部会に参加する委員

6. 代理出席

①協議会：代理人の出席はできません。

②部会：事前に事務局に申請することにより、委員が所属する法人・団体等の会員又は職員が代理人として出席することができます。

7. 会議と議事要旨の公開

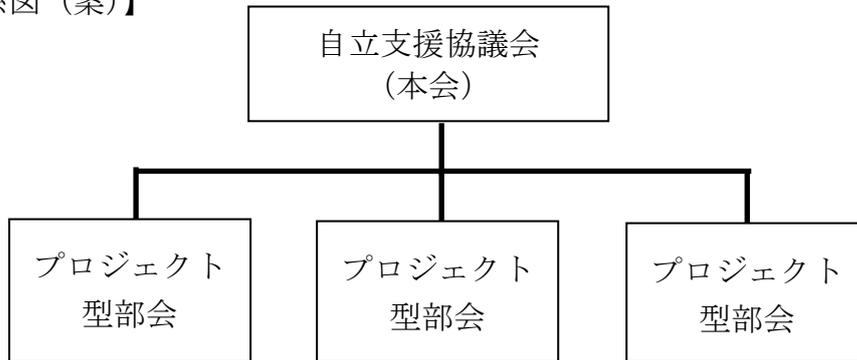
- ・ 協議会及び部会

協議会及び部会の会議と議事要旨は、原則公開とします。ただし、個人情報等に関する事項を審議する場合及び審議に際し個人情報等に触れる可能性がある場合は、会議の全部又は一部を公開しないこととします。

※議事要旨には、委員名を記載せず「法人名又は団体名」のみ表記します。

8. 令和6年度自立支援協議会（本会）及び部会について

【体系図（案）】



令和6年度における部会構成については、令和5年度における各部会での議論を基に、「プロジェクト型」の部会構成を検討する。

プロジェクト部会：(例) 8050 問題部会、医療的ケア児等支援部会

9. 事務局

浦安市福祉部障がい事業課・障がい福祉課

令和5年度自立支援協議会兼障がい者福祉計画策定委員会スケジュール

名称	回	日程	曜日	時間	会場
自立支援協議会・計画策定委員会	第1回	7月6日	木	午後2時00分～4時30分	市役所4階S2～4会議室
こども部会	第1回	7月18日	火	午後2時00分～4時00分	市役所4階S2・3会議室
地域生活支援部会	第1回	7月20日	木	午後2時00分～4時00分	市役所4階S2・3会議室
権利擁護部会	第1回	8月17日	木	午後2時00分～4時00分	市役所4階S5・6会議室
就労支援部会	第1回	9月6日	水	午後2時00分～4時00分	市役所4階S2・3会議室
自立支援協議会・計画策定委員会	第2回	9月21日	木	午後2時00分～4時00分	東野パティオ3・4
地域生活支援部会	第2回	10月12日	木	午後2時00分～4時00分	市役所4階S2・3会議室
権利擁護部会	第2回	10月26日	木	午後2時00分～4時00分	市役所4階S2・3会議室
就労支援部会	第2回	10月30日	月	午後2時00分～4時00分	市役所4階S2・3会議室
こども部会	第2回	11月6日	月	午後2時00分～4時00分	市役所4階S5・6会議室
自立支援協議会・計画策定委員会	第3回	11月9日	木	午後2時00分～4時00分	東野パティオ3・4
合同部会		11月30日	木	午後2時00分～4時00分	市役所4階S2～4会議室
自立支援協議会・計画策定委員会	第4回	1月11日	木	午後2時00分～4時00分	市役所4階S2～4会議室
こども部会	第3回	1月30日	火	午後2時00分～4時00分	市役所4階S2・3会議室
地域生活支援部会	第3回	2月6日	火	午後2時00分～4時00分	市役所4階S2・3会議室
権利擁護部会	第3回	2月8日	木	午後2時00分～4時00分	市役所4階S2・3会議室
就労支援部会	第3回	2月16日	金	午後2時00分～4時00分	市役所4階S2・3会議室
自立支援協議会・計画策定委員会	第5回	2月29日	木	午後2時00分～4時00分	東野パティオ3・4

※日程・会場は変更になる場合があります。

浦安市の課題と解決に向けて

1 本市の主な課題について

令和3年3月に策定した「浦安市障がい者福祉計画（計画期間：令和3年度～令和5年度）」において、本市の課題を以下のように記している。

- ・現在、少子高齢化の進展や、人々の価値観・ライフスタイルの変化に伴い、障がい、介護、子育て、住まい、就労、孤立などの課題が世帯の中で複合・複雑化し、支援を必要とする方への支援が困難になるケースが顕著になっている。
- ・また、地域の連帯感が薄れ、地域活動の担い手の高齢化や後継者不足なども指摘され、地域などの生活領域における支え合いの基盤が弱まりつつある。
- ・さらに、新型コロナウイルス感染症が一定の落ち着きを見せているとはいえ、依然として市の財政状況は極めて厳しい状況にあると言える。引き続き、最小の経費で最大の効果を上げることが念頭に、既存事業の見直しとともに創意工夫による経費の一層の節減を図りつつ、市民サービスの更なる向上に努める必要がある。

2 課題解決に向けて

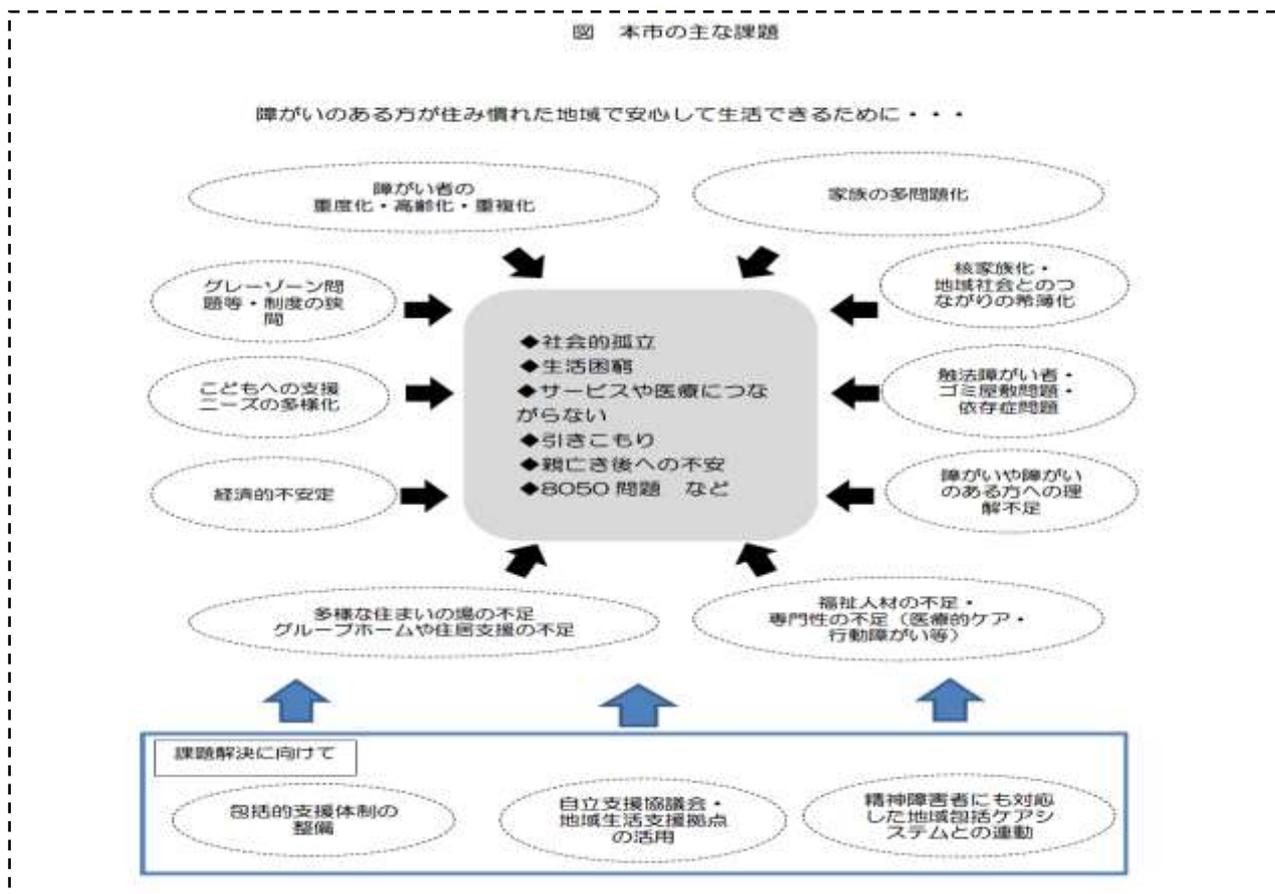
令和3年（2021年）4月には、地域共生社会の実現のため「社会福祉法」の一部改正が施行され、地域における包括的な相談支援体制の強化の他、アウトリーチによる引きこもり対応の強化、住民同士の交流拠点の開設支援、関係機関の連携による一体的支援など、重層的な支援体制の整備に取り組むこととされた。

本市では、課題解決に向けて、属性、世代を問わない相談・地域づくりの実施体制となる包括的な支援体制の構築に向けた移行準備事業として、ワーキンググループを設置し協議を進めている。

また、引き続き、地域生活支援拠点の活用や、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築促進に取り組む必要がある。

これらを受け、自立支援協議会本会及び各部会では、現在、本市の課題として捉えている特定のテーマの解決等を目的に、具体的な課題を設定し、令和4年度に引き続き協議を行う。

なお、令和6年度以降においては、「分野」別から「テーマ」別による部会編成へと移行することで、より一層議論が深まるよう、検討を進めていく予定としている。



●令和5年度自立支援協議会について

■地域生活支援部会

【課題・背景】

- ・核家族化、地域社会とのつながりの希薄化
- ・福祉人材の不足、専門性の不足（医療的ケア、行動障がい等）
- ・障がいの重度化、高齢化、複雑化
- ・多様な住まいの場の不足、グループホームや住居支援の不足

【令和4年度実績】

- ・暮らしに関わる実態把握調査について
障がいのある方の住まいの場のひとつであるグループホームについて検討するにあたり、グループホーム入居者、グループホーム待機者、潜在的グループホーム入居希望者、グループホーム運営事業所に対し、利用ニーズ等を把握・分析するためにアンケート調査を行った。
- ・災害弱者支援体制の充実について
災害対策基本法の改正に即し、災害時の支援における地域との関わり方についてグループワークにて協議を行った。
また、市の避難行動要支援者避難支援計画策定ワーキンググループにおいて、個別避難計画の作成に向けて全体計画や各種マニュアルの作成を行ったため、そこでの協議内容について報告を行った。

【見えてきた課題】

- ・自立度の高い方が入居できるグループホームが増えている一方、重度の方や障がい特性に応じたグループホームの整備が進んでいない。
- ・地域の指定避難所の把握や防災訓練への参加等、基本的な防災への意識を高めていく必要があるとともに、個別避難計画の作成による福祉避難所への直接避難等について、理解を深めていく必要がある。

【令和5年度の協議内容】

- ・利用ニーズに応じた住まいの場について。
- ・災害弱者支援体制について。
- ・（協議の上、決定）

■就労支援部会

【課題・背景】

- ・経済的不安定
- ・障がいのある方への就労に関する理解不足
- ・希望に即した働き方

【令和4年度実績】

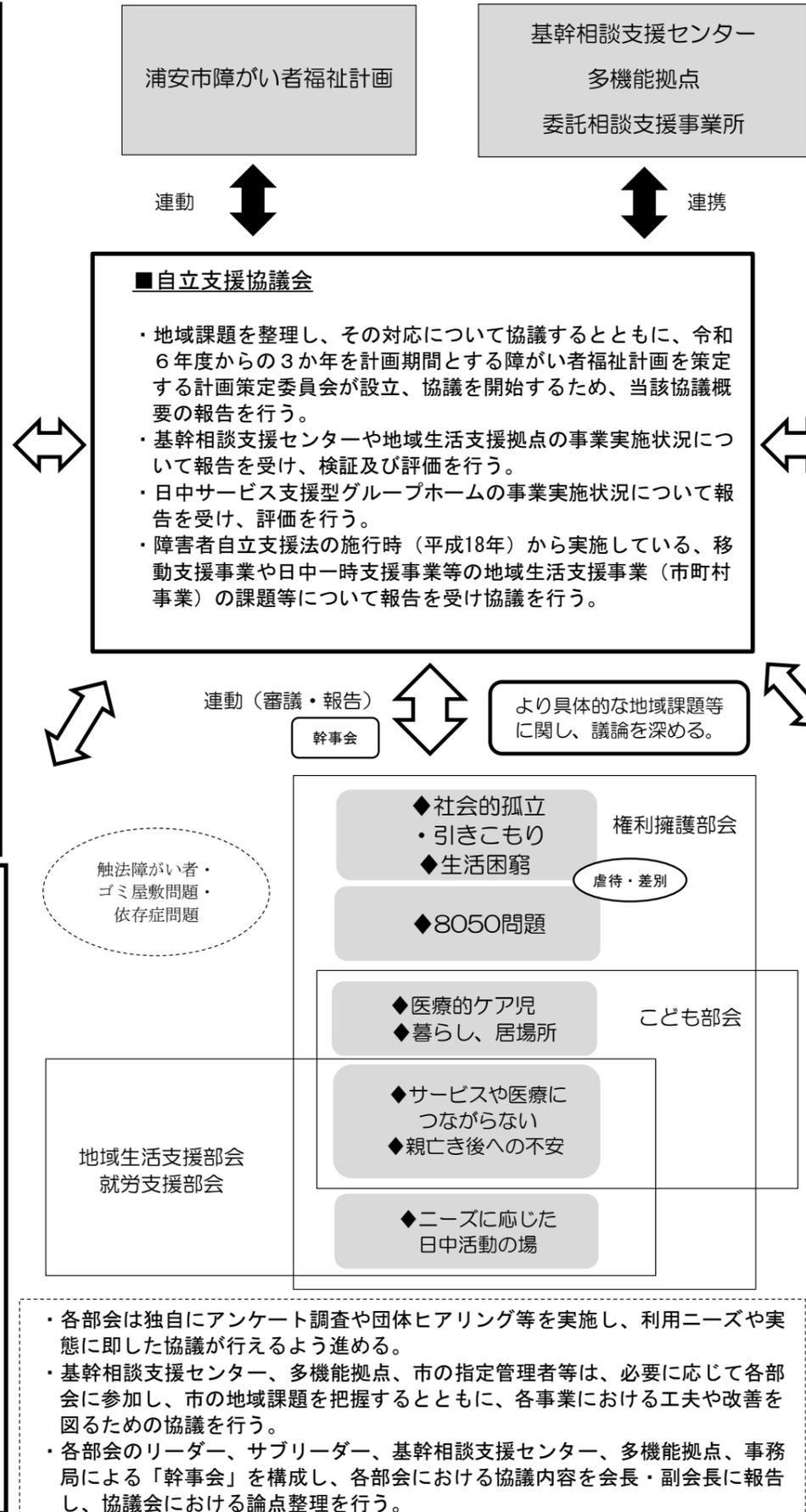
- ・就労に関する現状や課題を詳細に把握するため、障がい当事者や企業に対し、アンケート調査を行った。
- ・就労状況の把握のため、ハローワークや特別支援学校等からの報告を受け、意見交換を行った。

【見えてきた課題】

- ・希望する職種と企業側が提供できる職種との、「ズレ」が生じている。
- ・障がい者を雇用する意向はあるが、ノウハウが無く、敬遠しているおそれ。
- ・企業側からのアンケート回答が少なく、調査方法や、商工会議所への働きかけ等、見直しつつ継続して取り組むべき事項が残っている。
- ・「重度障がい」の定義が曖昧であったことから、今後、議論を深めていくには、適切な定義づけを行い、議論を進めていくことが必要。

【令和5年度の協議内容】

- ・重度障がいのある方の就労について
- ・障がい者の就労の場の拡大について
- ・（協議の上、決定）



■権利擁護部会

【課題・背景】

- ・8050問題等、家族の多問題化
- ・核家族化、地域社会とのつながりの希薄化
- ・障がいや障がいのある方への理解不足

【令和4年度実績】

- ・浦安市の8050問題の実態把握を目的とした統計調査を実施し、現状、課題を把握した。
- ・部会において、8050問題に関する認識を共有するとともに、介入の必要性が高いと思われる世帯等に関する協議を行った。

【見えてきた課題】

- ・今回の調査で表出した、問題を抱える世帯については、いざという時に介入できるよう、顔の見える関係性を維持するため、民生委員等地域の関わりを含めた伴走型支援が必要。
- ・調査結果の活用方法の具体化。

【令和5年度の協議内容】

- ・問題を抱える世帯への支援に関する懸案を整理し、その対応について検討する。
- ・実際に支援を実現した世帯に関するフィードバック。
- ・民間事業者への「合理的配慮の義務化」に関する周知啓発について。
- ・（協議の上、決定）

■こども部会

【課題・背景】

- ・グレーゾーン問題等・制度の狭間
- ・こどもへの支援ニーズの多様化

【令和4年度実績】

- ・サポートファイルの利用状況調査を行い、詳細な実態把握を行った。
- ・「周囲からは発達が気になると思われるが、まだ障害者手帳を取得していないこどもとその家族」への支援について、目標の立て方、また、その達成に向けた方法・手段について、意見交換を行った。
- ・「引きこもり相談事業」に関する情報共有を行った。

【見えてきた課題】

- ・サポートファイルの活用については、メリットのさらなる周知が必要である。
- ・ライフステージ毎に、使えるサービスや支援があるが、一部周知不足も見受けられる。
- ・困難な課題を抱えているかもしれないこどもの暮らしや居場所の把握。
- ・医療的ケア児への支援について。

【令和5年度の協議内容】

- ・医療的ケア児に関し、取り巻く現状と課題について。
- ・こどもの暮らし（居場所）について。
- ・（協議の上、決定）

■自立支援協議会 運営概要比較

《R5.7.6 現在》

		今期 (R 5)	前期 (R 3～4)	変更内容	
委員任期		1年間 R5.7.6～R6.3.31	2年間 R3.4.1～R5.3.31	任期の短縮 (2年間→1年間)	
委員数	本 会	20名以内	同 左		
	部 会	同 上	同 左		
委員内訳	本 会	会長、副会長及び各部会委員	同 左		
	部 会	リーダー、サブリーダーを含む委員	同 左		
構 成	本 会	本会の下、 <u>4</u> つの部会を設置	本会の下、 <u>5</u> つの部会を設置	部会数を削減	
	部 会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援部会 ・権利擁護部会 ・就労支援部会 ・こども部会 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援部会 ・権利擁護部会 ・就労支援部会 ・こども部会 ・本人部会 	本人部会を廃止	
議 題	本 会	地域課題の共有、関係機関との連携強化、地域の実情に応じた体制の整備等、並びに障がい者福祉計画策定に関すること	地域課題の共有、関係機関との連携強化、地域の実情に応じた体制の整備等	障がい者福祉計画策定に関することを追加	
	部 会	地域生活支援部会	<ul style="list-style-type: none"> ・利用ニーズに応じた住まいの場について ・災害弱者支援体制の充実について ・その他、部会において、取り扱う議題を決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築について ・利用ニーズに応じた住まいの場について ・災害弱者支援体制の充実について 	部会において、取り扱う議題を協議、決定
		権利擁護部会	<ul style="list-style-type: none"> ・8050問題を事例とした包括的な支援体制について ・障がい者等の権利擁護に係る事項等について ・その他、部会において、取り扱う議題を決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・8050問題を事例とした包括的な支援体制について ・障がい者等の権利擁護に係る事項等について 	同 上
		就労支援部会	<ul style="list-style-type: none"> ・重度障がいのある方の就労について ・障がい者の就労の場の拡大について ・その他、部会において、取り扱う議題を決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・重度障がいのある方の就労について ・障がい者の就労の場の拡大について 	同 上
		こども部会	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児の支援について ・こどもの暮らし(居場所)について ・その他、部会において、取り扱う議題を決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育と福祉の連携について ・発達に心配のあるこどもの日中活動の場のあり方について 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児の支援に関すること ・困難さを抱えているかもしれないこどもに関すること ・部会において、取り扱う議題を協議、決定
本人部会		<ul style="list-style-type: none"> ・情報交換に関する事項 ・地域課題の提案に関する事項 	障がい当事者は、各部会の委員として参加		
その他	懸案事項等	令和6年度における部会構成については、令和5年度における各部会での議論を基に、「分野別」から「テーマ別」への移行を検討予定			

※下線部が変更点

浦安市障がい者福祉計画について

1. 計画策定の目的

浦安市障がい者福祉計画は、市総合計画（基本構想・基本計画）に位置づけられている将来都市像である「人が輝き躍動するまち・浦安～すべての市民の幸せのために～」を実現させるため、市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進する計画として策定する。

2. 計画の構成

障がい者福祉計画は、障害者基本法に基づく「障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」を一体化した計画として策定する。

第1編は「障害者計画」とし、第2編は「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」とする。

3. 障害者計画・障害福祉計画及び障害児福祉計画について

(1) 障害者計画（第1編）

①概要

障がい者施策全般の基本的指針を定める分野横断的な総合計画

②計画内容

- ・ 生活環境、情報、防災、差別の解消、保健・医療、福祉・生活支援、雇用、就業、教育、文化・スポーツ活動など障がい者に関するあらゆる分野の施策について定めるもの

(2) 障害福祉計画・障害児福祉計画（第2編）

①概要

サービス提供等の具体的な実施計画

②具体的内容

●障害福祉計画

- ・ 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する目標に関する事項
- ・ 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込み量及び見込み量の確保のための方策
- ・ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

●障害児福祉計画

- ・ 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・ 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

(※参考)

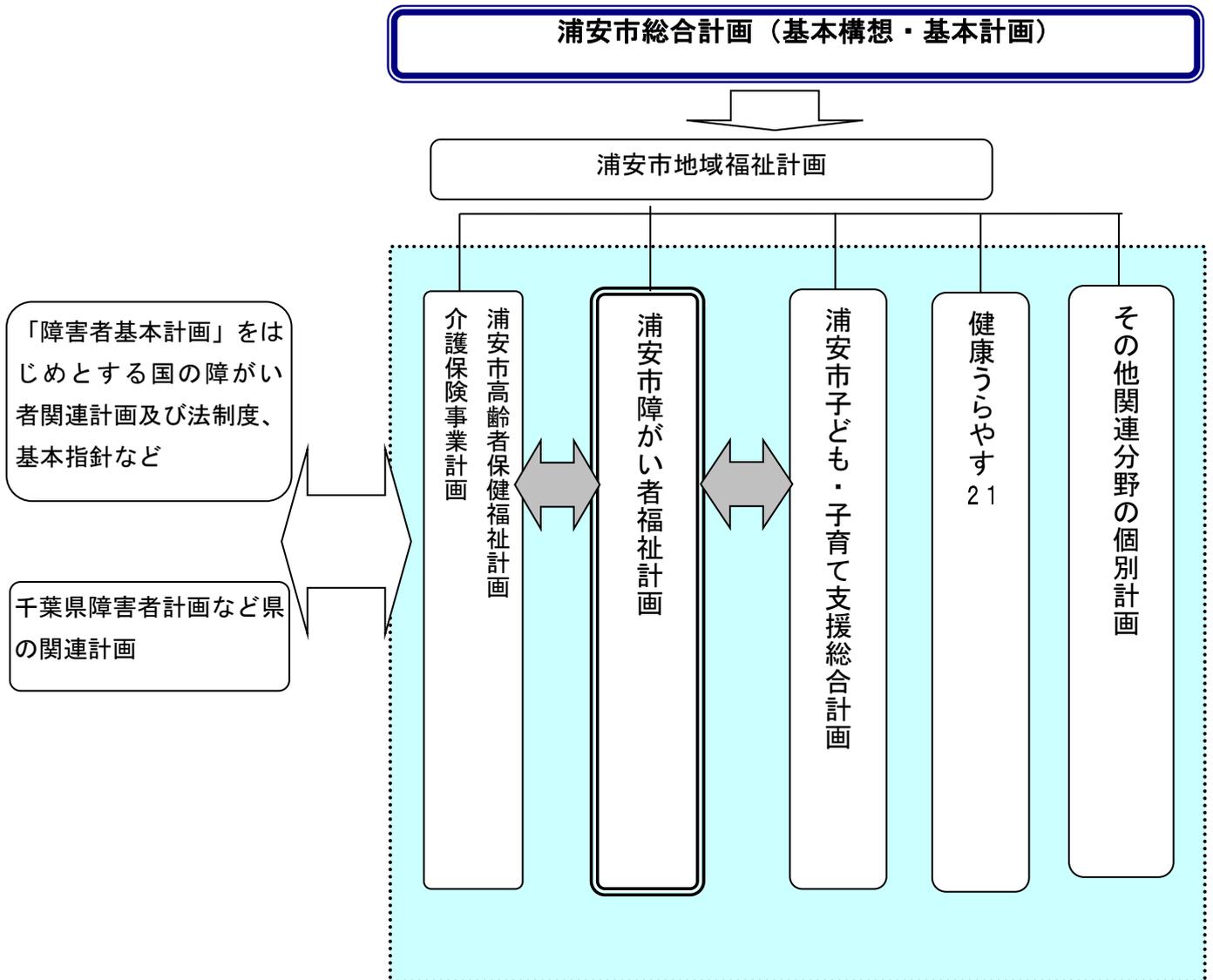
障害者計画（第1編）	
根拠法	<p>●障害者基本法</p> <p>第11条第3項</p> <p>市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。</p> <p>同条第6項</p> <p>市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第36条第4項の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見を聞かなければならない。</p> <p>第36条第4項</p> <p>市町村（指定都市を除く。）は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。</p> <ol style="list-style-type: none">1 市町村障害者計画に関し、第11条第6項（同条第9項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。2 当該市町村における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。3 当該市町村における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

	障害福祉計画（第2編）	障害児福祉計画（第2編）
根拠法	<p>●障害者総合支援法 第88条</p> <p>市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する目標に関する事項</p> <p>二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み</p> <p>三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項</p> <p>3 市町村障害者福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。</p> <p>一 前項第2号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策</p> <p>二 前項第2号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第3号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項</p> <p>4 市町村障害者福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。</p>	<p>●児童福祉法 第33条第20項</p> <p>市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項</p> <p>二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量</p> <p>3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。</p> <p>一 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策</p> <p>二 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項</p> <p>4 市町村障害児福祉計画は、当該市町村の区域における障害児の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。</p>

<p>5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの実情を勘案して、市町村障害者福祉計画を作成するよう努めるものとする。</p> <p>6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。</p> <p>7 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第 107 条第 1 項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれなければならない。</p> <p>8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>9 市町村は、第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会（以下この項及び第 89 条第 7 項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。</p>	<p>5 市町村は、当該市町村の区域における障害児の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、第三十三条の二十三の二第一項の規定により公表された結果その他のこの法律に基づく業務の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果を勘案して、市町村障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。</p> <p>6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。</p> <p>7 市町村障害児福祉計画は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。</p> <p>8 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>9 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。</p>
---	---

4. 計画の位置づけ

浦安市障がい者福祉計画は、市総合計画（基本構想・基本計画）に位置づけられている将来都市像である「人が輝き躍動するまち・浦安～すべての市民の幸せのために～」を実現させるため、分野別計画として策定するもので、総合計画（基本構想・基本計画）や他の分野別計画との整合性を図りながら、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するものとしている。



5. 計画期間

・ 障害者計画（第1編）

令和3年度から令和8年度までの6か年計画

・ 障害福祉計画・障害児福祉計画（第2編）

令和6年度から令和8年度までの3か年計画

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
国	障害者基本計画（第4次） （平成30～令和4年度）				障害者基本計画（第5次） （令和5～9年度）				
千葉県	障害者計画（第6次） 障害福祉計画（第5期） 障害児福祉計画（第1期） （平成30～令和2年度）		障害者計画（第7次） 障害福祉計画（第6期） 障害児福祉計画（第2期） （令和3～5年度）			障害者計画（第8次） 障害福祉計画（第7期） 障害児福祉計画（第3期） （令和6～8年度）			
浦安市	総合計画（基本構想） （令和2～21年度）【20年間】								
	総合計画（基本計画） （令和2～11年度）【10年間】								
	実施計画（第1次） （令和2～6年度）					実施計画（第2次） （令和6～8年度）			
	障がい者計画 （平成27～令和2年）		障がい者計画 （令和3～8年度）			見直し			
	障がい福祉計画 （平成30～令和2年度）		障がい福祉計画 （令和3～5年度）			障がい福祉計画 （令和6～8年度）			
	障がい児福祉計画 （平成30～令和2年度）		障がい児福祉計画 （令和3～5年度）			障がい児福祉計画 （令和6～8年度）			

6. 障がい者福祉計画策定委員会

障がい者福祉計画を策定するため、浦安市障がい者福祉計画策定委員会設置要綱第1条の規定により、浦安市障がい者福祉計画策定委員会を設置し、本計画の策定に関する協議を行う。

(1) 組織

委員会は、委員長及び副委員長並びに委員から組織される。

(委員長) 自立支援協議会会長が兼任

(副委員長) 自立支援協議会副会長が兼任

(2) 委員数

委員 28名

(3) 設置期間

令和5年7月1日～計画策定終了まで

(4) 報償

委員長 9,500円 委員 9,000円

(5) 情報公開等

委員会は傍聴可。委員名を記載せず「法人名又は団体名」を記載した議事要旨をホームページで公開する。

(6) 議題案

日程	議題 (予定)
第1回 7月6日(木) 15:25~16:30	(1) 浦安市障がい者福祉計画について(目的・構成・スケジュール等) (2) 国の基本指針について (3) 市の現状について (4) 当事者・事業者アンケート調査結果について
第2回 9月21日(木) 15:00~16:00	(1) 現計画の進捗状況について (2) 障がい者福祉計画(骨子)について
第3回 11月9日(木) 15:00~16:00	(1) 障がい者福祉計画(素案)について (2) パブリックコメントの実施について
第4回 1月11日(木) 15:00~16:00	(1) 障がい者福祉計画(最終案)について (2) パブリックコメントの結果について
第5回 2月29日(木) 15:00~16:00	(1) 障がい者福祉計画(確定版)について

7. 市民意見を反映した計画

本計画の策定過程では、当事者及び事業者のアンケート調査をはじめ、障がい者団体へのヒアリング、自立支援協議会各部会及びパブリックコメントなどの意見聴取などの様々な手法を駆使し、市民の意見を反映した計画とする。

(1) アンケート調査の実施（令和4年度実施）

①障がい者等アンケート調査

障がいや疾病のある方の生活実態や障がい福祉サービス等に対する意向を把握するために実施する。

②障害福祉サービス事業者アンケート調査

障がい福祉サービスを提供する事業者の状況や実態を把握するために実施する。

(2) 障がい者団体ヒアリング（令和4年度実施）

具体的な問題提起や要望を把握するため、障がい者団体を対象に、事前調書をもとにヒアリングを実施する。

(ヒアリング実施団体)

いちょうの会、浦安市視覚障害者の会「トパーズクラブ」、浦安市肢体不自由児親の会「どっこらしょ」、浦安市自閉症協会、浦安市身体障害者福祉会、浦安市聴覚障害者協会、浦安手をつなぐ親の会、千葉障害児・者親の会「コスモ」浦安グループ、浦安・市川腎臓病患者と家族会、オストメイト・地域グループ浦安の会

(3) 自立支援協議会各部会からの意見収集

自立支援協議会の各部会において協議を行っている課題及びその課題に対応した施策等について意見を収集する。

8. 障がい者福祉計画のPDC Aサイクルについて

(1) PDC Aサイクルの必要性

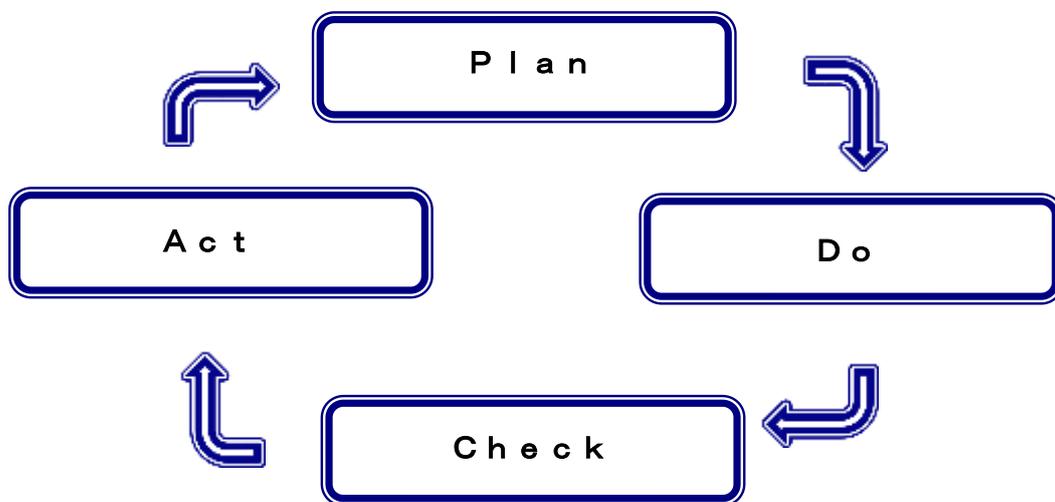
①PDC Aサイクルの必要性と法上の規定

- ・計画は、障がい者の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取組を進めていくことが必要になる。
- ・平成 25 年 4 月に施行された障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること（PDC Aサイクル）とされており、平成 28 年 6 月に改正された児童福祉法においても、同様に規定されている。

②PDC Aサイクルとは

- ・「PDC Aサイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（P l a n）」「実行（D o）」「評価（C h e c k）」「改善（A c t）」のプロセスを順に実施していく。

【PDC Aサイクルイメージ】



計画（P l a n）	目標を設定し目標達成に向けた活動を立案する。
実行（D o）	計画に基づき活動を実行する。
評価（C h e c k）	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する。
改善（A c t）	考察に基づき、計画の目標、活動などを見直しする。

令和5年度以降の実施事業について（障がい福祉関係）

○浦安市第1次実施計画（修正版）（令和2年度～令和6年度）事業

1 障がい者グループホーム施設整備事業

令和2年11月に、東野パティオ内に通過型のグループホームが開設されて以降も、民間事業者によるグループホーム整備が進んでいます。今後も、重度の障がいのある方も含め、障がいのある方が、地域の中で自立した生活を送ることができるよう、民間事業者によるグループホームの整備を促進します。

事業名	令和4年度	令和5年度	令和6年度
障がい者グループホーム施設整備事業	整備促進	整備促進	整備促進

2 障がい者等歯科診療体制の整備

障がい等の理由により、歯科治療に特別な配慮を必要とする方が、安心して歯科治療を受けられるよう、令和4年1月に、健康センター内に障がい者等歯科診療所（愛称：ひだまり歯科室）を開所しました。

今後も障がいのある方が身近な場所で安心して歯科診療を受けられるよう、引き続き障がいのある方に対する歯科診療を実施します。

事業名	令和4年度	令和5年度	令和6年度
障がい者歯科診療の実施	実施	実施	実施

3 高齢者や障がい者等へのデジタル機器活用方法の習得支援

視覚に障がいのある方を対象に、画面読み上げパソコンを用いて、基本的な操作方法やメールの送受信、インターネットの使用方法等についての講習会を実施しています。

また令和3年度から、総務省の「利用者向けデジタル活用支援（支援推進）事業」を活用し、民間事業者と連携を図りながら、障がいのある方などを対象として、デジタル機器の講習会・相談会を実施しました。

今後も障がいのある方などがデジタル化の恩恵を受けられるよう、デジタル機器の活用方法の支援に取り組みます。

事業名	令和4年度	令和5年度	令和6年度
高齢者や障がい者等へのデジタル機器活用方法の習得支援	実施	実施	実施

4 ウェブアクセシビリティ向上の推進

行政情報を快適に閲覧や検索ができるよう、市ホームページのウェブアクセシビリティレベルAAの準拠の維持・向上に向けた取り組みを推進しています。

今後もすべての方が利用しやすいよう、市ホームページのウェブアクセシビリティの維持・向上の取り組みを促進します。

事業名	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ウェブアクセシビリティ向上の推進	運用	運用	運用

○その他（実施予定の主な事業）

1 委託事業運営事業者の公募・選定

障がい者就労支援センター、基幹相談支援センター、青少年発達サポートセンター（うらやす・そらいろルーム）の委託期間満了のため、次期運営期間に係る事業者を募集・選定します。

内容

- ・令和5年度実施内容
 - 運営事業者の公募・選定
 - 運営事業者の引継ぎ
- ・令和6年度実施内容
 - 次期運営期間事業者による運営の開始

2 避難行動要支援者個別避難計画の作成等

令和5年度以降、避難行動要支援者名簿対象者*のうち、洪水ハザードマップ対象地域にお住まいの「要介護3以上」の方、又は「視覚障がい又は下肢、体幹若しくは移動機能の障がいそれぞれ1級又は2級」の方を中心に、順次「個別避難計画」の作成を行います。

【避難行動要支援者名簿対象者】

次のⅠ～Ⅷの要件に該当する方のうち、生活の基盤が自宅にあって、災害時に自ら避難することが困難な方。

- | | |
|---|---------------------------------|
| Ⅰ | 要介護状態区分が要介護1から要介護5までに該当する方 |
| Ⅱ | 身体障害者手帳を交付されており、障がいの程度が1級又は2級の方 |
| Ⅲ | 療育手帳を交付されており障がいの程度が重度（㊤またはA）の方 |
| Ⅳ | 精神障害者保健福祉手帳を交付されており、障がい等級1級方 |
| Ⅴ | 市の生活支援を受けている難病患者 |
| Ⅵ | 市の生活支援を受けている小児慢性特定疾病児童 |
| Ⅶ | 高齢者のみの世帯の方（75歳以上） |
| Ⅷ | 前各号に準じる状態にあってと地域による支援が必要と認められる方 |

また、上記の個別避難計画作成対象者と、現在協定を結んでいる指定福祉避難所（民間事業者）との紐づけを行い、「避難行動要支援者名簿」の更新を検討していきます。

さらに、福祉避難所の備蓄品について、ニーズに即した物品の選定、並びに消費期限を把握した上でのローリングストックを反映した、計画策定を進めます。

令和4年度 基幹相談支援センター運営事業 事業報告

1. 業務時間と職員体制

職員体制	窓口開設時間	相談対応時間	窓口開設時間外は 緊急携帯電話にて 対応
常勤4名 非常勤 常勤換算1名以上	月～金 9:00～19:00 土 9:00～17:00	24時間 365日	

※計画相談支援事業実施のため職員1名配置※

2. 個別の相談対応

	実績（令和4年4月～令和5年3月）
実人数	273人（男性150人、女性114人、不明9人） [特記①] 全体の45%が初めて基幹相談支援センターにつながった方 [特記②] 計画相談支援ケースは10名が市内、市外の相談支援事業者に移管。5名が終結。（現在、契約者数55名） [特記③] 年齢内訳は10～30代が50%と半数。40～50代が26%。 [特記④] 成年後見制度利用や権利擁護、虐待防止の取り組みに 関した支援を実施した方、36名 [特記⑤] 居住サポート支援を実施した方、37名
延べ人数（延べ稼働）	19,235人
相談件数	28,450件
障がい種別割合 （実人数）	精神29% 知的22% 発達12% 難病9% 身体5% 身・知4% 高次脳3% 知・精3% 身・精2% 重心1% その他10% [特徴] 精神障がいの方への支援が増加。初めて知的障がいの方 を上回った。
障がい種別割合 （延べ人数）	知的24% 精神18% 知・精15% 難病13% 発達9% 身・知5% 重心5% 高次脳3% 身・精2% 身体1% その他5%
相談形態	訪問 541件 来所 358件 同行 151件 電話 4683件 メール 378件 関係機関との連携 11859件 関係者会議 228件 その他 1037件
対応時間	窓口開設時間内 17653件 窓口開設時間外対応 1582件（全体の8.2%） [窓口開設時間外の入電・対応内容] ・精神障がいの方（身体や知的等の重複の方含む）の不調対応 ・当事者世帯からの緊急対応要請 ・多機能拠点との協働対応 ・浦安警察からの問い合わせ →身元の確認や問い合わせ、支援要請等

令和4年度の個別相談事例の特徴

- ① 世帯構成が 7040 から 9060 世帯事例が 30 事例
 →継続的に支援を試みている事例、福祉サービス利用につながった事例、
 保護者の方からの相談を受けている段階の事例、
 地域包括支援センターと協働し世帯支援を行っている事例
 様々な状況にあり、委託相談支援事業所に申し送った事例を含む。
- ② 社会との接点がない、障害福祉サービス利用なし等の状況にある事例が 31 事例
 →家族からの相談をうけている事例、ご本人アプローチを試みている事例、福祉サービスや
 医療につなげた事例など。
- ③ 引きこもりや家庭内暴力など、家族支援も併せて必要な子どもへの支援
- ④ 重度の障がい（知的、精神、身体障がいの方）の単身生活支援
- ⑤ 医療観察法下の事例

3 地域の相談支援事業所への後方支援（困難ケース・ピアスーパービジョン）

	実施内容（令和4年4月～令和5年3月）
実人数	63人（男性 32人、女性 29人、不明 2人） [特記] 昨年度比、27名増 →出口支援会議、拠点会議にて後方支援開始 →基幹相談が担当していた基本相談事例が計画相談の利用 となり担当する地域の相談支援事業者を後方支援 →基幹相談から移管された計画相談支援事例の引継ぎ過程 での後方支援 →サービス提供事業所からの情報提供により、地域の 相談支援専門員への後方支援開始 →地域の相談支援専門員からの個別相談
延べ人数 (延べ稼働)	1200人 [特記] 延べ稼働は、昨年度比 1.6倍
相談件数	1200件 [特記①] 相談件数は、昨年度比 1.5倍 [特記②] ケース概要 ・要援護世帯、片親世帯→キーパーソン不在事例 ・自傷他害がある方の事例 ・医療的ケア事例 ・触法／虞犯少年事例 ・居住サポート事例 ・家族支援/家族調整が必要な事例

4 地域の相談支援体制の強化と取組み

①地域の相談支援事業者の人材育成の支援

実施内容	講師	対象者	実施月、回数	参加人数
グループスーパービジョン	武蔵野大学教授 岩本 操氏	相談支援専門員 及び相談員	6, 7, 9, 10, 11, 1, 2月 に開催 合計7回	のべ103人
相談支援実務者会議	—	相談支援実務に 携わっている相 談支援専門員	6月21日 10月18日 2月21日	18人 21人 15人

②関係機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢、児童、保健・医療、教育、就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化及び人材育成

実施内容	講師	対象者	実施月、回数	参加人数
連携会議	和洋女子大学 高木憲司氏	相談支援事業 者・民生委員・ 身体/知的障害 者相談員・各種 相談機関等職員	11月17日	37人
公開事例検討会 「利用者さんは、どんな人？ 事例を元に見立力を高めよう」	精神科医 山科 満氏	医療・教育・福 祉分野の対人援 助に関わる支援 者	9月8日	19人

③権利擁護・虐待防止のための取組み

実施内容	講師	対象者	実施月、回数	参加人数
虐待防止研修 「福祉従事者による虐待防 止を考える～自分たちの支 援を振り返り、考えよう～」	日本社会事業大学 専門職大学院准教 授 曾根直樹氏	相談支援事業 者・行政・サー ビス提供事業者 等	9月22日	61人

④地域生活支援拠点の運営上の課題や仕組み、地域課題について検討し、機能強化を図る。

障がい種別ごとの委託相談支援事業者（3か所）との相談体制構築及び相談体制に関する課題解決のための検討。

実施内容	講師	対象者	実施日	参加人数
地域生活支援拠点運営 会議	—	基幹相談支援セン ター職員、多機能 拠点運営事業者、 行政職員	5月12日 8月18日 10月13日 11月11日 12月8日 1月12日 2月9日	8人 7人 9人 8人 7人 15人 10人

委託相談事業者連絡調整 会議	—	基幹相談支援セン ター職員、委託相 談支援事業所職 員、行政職員	5月12日	11人
			6月9日	13人
			7月14日	12人
			8月18日	11人
			9月15日	22人
			10月13日	14人
			11月11日	9人
			12月8日	11人
			1月13日	14人
			2月9日	13人

⑤浦安市自立支援協議会への参加

内 容	参加回数
浦安市自立支援協議会にて、令和3年度基幹相談支援センターの実績について報告。	自立支援協議会 4回 合同部会 1回
[権利擁護部会] リーダーとして参加。浦安市における 8050 問題実態把握調査（プレ調査）実施。本調査実施にむけて議論を行った。	権利擁護部会 3回 ワーキンググループ 3回
[就労支援部会・こども部会、地域生活支援部会] 委員として参加した。	就労支援部会 3回 こども部会 2回 地域生活支援部会 3回

5 令和4年度の取り組みから見える地域課題

■相談員の不足と課題

- ・新規ケース受け入れ可能な事業所が少なく、相談支援専門員の数が足りない。
セルフプラン増加や、基幹相談支援センターや委託相談支援事業所が主担当となるケースワーク業務の比重が増え、本来担う機能が薄くなる。
- ・地域の相談支援専門員が、個別ケースから見える地域課題をあげることができない。
利用者が抱えている問題や課題を解決することばかりに捉われ、個々の問題をつなげて地域全体の課題として考えることが難しい。また、地域課題をあげても長年状況が変わらない現実がある。

■重心、身体、難病の方への支援領域

- ・住まいの不足

- ①高額な家賃により、重度の身体障がいがある方、医療的ケアが必要な方等が、生活保護受給下で住居を見つけることが経済的に困難（車いすや医療機器を置くスペース、バリアフリーの環境を確保する住居を生活保護の住宅扶助内で見つけることが厳しい）。
- ②医療的ケアが必要な方に対応できるグループホームが市内にない。市外にも対応できるグループホームは少なく、見つけることが困難。
- ③難病等があり、医療ケアを受けるか受けないか、病状進行によって現れる症状を理解した上で、ご本人が生き方（＝人生の終わり方）を選択して暮らすにあたり、24時間の看護体制と介護体制が整ったグループホームが市内になく、積極的に医療ケアを受けながら暮らすことを希望していないご本人の看取りを支援できる暮らしの場を見つけることに困難性がある。

- ・ヘルパー不足

身体介護や医療的ケアが必要な方の在宅支援を担うヘルパーを見つけることが困難。特に、夕方の入浴支援や夜間の担い手を見つけることが難しい。

- 精神障がいの方への支援領域

- ・引きこもり状態の子と、高齢の親との 8050 世帯、7040 世帯への支援

キーパーソン不在状態となる前の成年後見制度の活用促進。

親との面談を通して子への介入のタイミングを探るなど、地道な関りを行う必要があるケースが増えている。

- ・医療中断や服薬中断による病状悪化。医療につなぐための入り口支援として、本人や家族へのアプローチが必要だが、介入の難しさがある。また、医療機関や保健所との連携が必要

- 知的障がいのある方への支援領域

- ・行動障がいがある方の通所先の確保。

- ・行動援護が提供できるサービス提供事業所が市内に1か所しかなく、ヘルパーも不足。行動援護の利用を希望している方の依頼を受けることが出来ず、移動支援で対応してもらえない状況がある。

- こどもへの支援領域

- ・未来の 7040 から 9060 世帯を防ぐために、最初に子どもたちや家庭状況の異変や困り感に気が付くのが学校だと考える。社会的な孤立状態にある家庭や児童などに対して、教育と福祉が連携することで生活支援や障がい特性に応じた体系的な支援が提供をするための連携の仕組みが必要

- ・医療的ケアの必要な子ども、行動障がいがある子どもが利用できる通所先の確保（手厚い支援が必要になるが、事業所が受け入れるためには、人的配置や環境面を整えることが必要）

地域生活支援事業（日中一時支援・移動支援）について

1 事業概要

(1) 日中一時支援

ア 目的

障がいのある方の日中における活動の場を確保することにより、障がいのある方の家族の就労を支援し、また家族の一時的な休息を促し、もって障がいのある方の福祉の増進を図ることを目的とする。

イ 利用対象者

浦安市民の障がいのある方、又は、浦安市が援護している障がいのある方

ウ サービス内容

日中において支援する方がいないため、一時的に見守り等の支援が必要となる障がいのある方に対し、活動の場を提供し、見守り及び社会に適応するための日常的な訓練その他の支援を行う。

エ 給付費（利用助成金）

区分		支給額の基準額	備考	
日中一時支援	指定短期入所事業所が同一施設内で事業を行う場合	障害支援区分1・2 障害児支援区分1	1時間につき480円	
		障害支援区分3・4 障害児支援区分2	1時間につき680円	
		障害支援区分5・6 障害児支援区分3	1時間につき880円	
	上記以外の場合	障害支援区分1・2 障害児支援区分1	1時間につき1,620円	市民税課税世帯者は、1割負担。 市民税非課税世帯者は、自己負担無し
		障害支援区分3・4 障害児支援区分2	1時間につき1,820円	
		障害支援区分5・6 障害児支援区分3	1時間につき2,020円	
送迎サービス		片道1回につき500円		

(2) 移動支援

ア 目的

障がいのある方が円滑に外出し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がいのある方の移動を支援することにより、障がいのある方の福祉の増進を図ることを目的とする。

イ 利用対象者

浦安市民の障がいのある方、又は、浦安市が援護している障がいのある方

ウ サービス内容

障がいのある方の移動（社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出、営業活動に係る外出及び通年かつ長期にわたる外出を除く。）を個別的に支援する。

エ 給付費（利用助成金）

区分	支給額の基準額	備考
身体介護を伴う場合	1時間まで4,000円 (以後30分を増すごとに1,700円を加算した額)。	市民税課税世帯者は、1割負担。

	但し、30分を超えない利用にあつては、2,400円とする。	市民税非課税世帯者は、自己負担無し
身体介護を伴わない場合	1時間まで2,400円 (以後30分増すごとに1,200円を加算した額)	

2 実態調査アンケート

日中一時支援及び移動支援については、導入から15年余も経過しており、その間、障がい者の重度化・高齢化や、精神障がいのある方や医療的ケアを必要とする方の増加等により、本事業の対象者数の増加、これに伴い事業費も拡大傾向にあります。また、本事業に対するニーズも多様化しています。

そこで改めて、利用実態の現状やニーズ等を把握するため、利用者及びサービスを提供する事業所に対し、令和5年1月にアンケート調査を実施しました。

【利用状況】

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	利用者数	決算額	利用者数	決算額	利用者数	決算額
日中一時支援	389人	262,133,014円	412人	289,107,436円	442人	307,832,266円
移動支援	412人	146,254,655円	429人	160,134,316円	447人	168,241,320円

(1) 調査対象者

ア 利用者調査

日中一時支援 416人、移動支援 413人

イ 市内事業所調査

日中一時支援 18事業所、移動支援 24事業所

(2) 調査方法

利用者調査、市内事業所調査（いずれもWEBアンケート方式）

(3) 調査結果

ア 利用者調査結果

<日中一時支援>

○回答率 20.7% 86/416

○アンケート結果から見えてきた課題

- ・既存プログラムのさらなる充実
- ・医療的ケア視覚障がい者等の対応の検討
- ・学校の送迎サービスの見直し検討
- ・利用時間数の確保
- ・家族が家にいない時間の居場所の提供
- ・利用したい日時に予約が取れる環境の実現
- ・納得感のある利用料の設定
- ・支援員の質の向上
- ・施設内のコミュニケーションの向上（利用者と職員、利用者同士）

<移動支援>

○回答率 5.1% 21/413

○アンケート結果から見えてきた課題

- ・利用時間数の確保

- ・利用したい日時に予約が取れる環境の実現
- ・納得感のある利用料の設定

イ 市内事業所調査結果

<日中一時支援>

○回答率 50.0% 9/18

○アンケート結果から見えてきた課題

- ・長時間の利用が多い（給付単価は一律）
- ・給付単価等について近隣市の状況などの把握に努める
- ・医療的ケアを提供できる事業所の不足

<移動支援>

○回答率 37.5% 9/24

○アンケート結果から見えてきた課題

- ・医療的ケアを提供できる事業所の不足
- ・土日祝や早朝・夜間帯の職員の確保
- ・グループ支援型や車両移送型の実施

■令和4年度地域生活支援拠点事業実績（令和5年3月31日時点）

令和5年3月31日現在の地域生活支援拠点の事業実績について、以下のとおり報告します。

○登録事業所（事業所別）

登録事業所数	総数	内 訳								
		相談系	GH	短期入所	生活介護	就労系	自立訓練	訪問系	児童系	その他
	58	19	6	4	6	10	1	1	6	5
市内事業所数	227	32	9	6	8	21	3	79	43	26

（説明）市内227事業所中、58事業所（26%）が地域生活支援拠点の登録を行っている。引き続き、地域生活支援拠点事業への参画（登録）を促進していく。

○登録事業所（担う機能）

登録事業所数	実数	内 訳				
		相談機能	緊急時受入れ・対応	体験の機会・場	専門的人材の確保 養成	地域の体制づくり
	58	17	19	31	12	55

（説明）障がい者等一時ケアセンターに加え、令和2年11月、東野パティオ内に緊急時の受入れを行う短期入所事業所が開設され、その後も民間による短期入所事業所の整備が進んだことにより、以前と比べ緊急時の受入れ体制が充実しつつあると評価できるが、引き続き、障がい特性に対応したきめ細やかな支援体制が求められている。また、障がいのある方の地域移行等を推進するための「体験の機会・場」の充実を図るとともに、医療的ケアや行動障がいのある方への支援も行える人材を確保するための養成を行うなど、今後も取組みを進める必要がある。

①相談機能

基幹相談及び委託相談、特定相談とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能。

②緊急時受入れ対応

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態の変化等の緊急時の受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。

③体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立等にあたり、グループホーム等の障がい福祉サービスの利用や、一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能。

④専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な方や行動障がいを有する方、高齢化に伴い障がいが重度化した方等に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能。

⑤地域の体制づくり

基幹相談及び委託相談、特定相談、一般相談等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。

○「拠点会議」(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

拠点会議 開催実績	総件数		主催内訳			
			基幹相談支援センター主催		他支援機関主催	
	実件数	延件数	実件数	延件数	実件数	延件数
	3	3	3	3	0	0

(説明) 拠点会議は、困難ケースの支援に窮する支援機関が、現在、関わっている支援機関だけではなく、地域生活支援拠点全体での支援体制を構築したい場合に、当該支援機関(主に相談支援事業所を想定)が関係機関を招集して会議を開催し、地域生活支援拠点全体での支援策を講ずることを目的とします。関係機関には、基幹相談支援センター、多機能拠点((福) 佑啓会)、短期入所事業所、その他機関を想定しています。拠点会議を上手に活用していくため、相談支援事業所へ活用事例、方法等の周知を行っていきます。

○緊急対応(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

	事前登録 実人数	総件数		内訳			
				事前登録済		未登録	
		実人数	延件数	実人数	延件数	実人数	延件数
緊急駆け付け(緊急時支援事業)	34人	7人 (身4・ 知3)	37回 (身33・ 知4)	7人	37回	0人	0回
緊急受け入れ(短期入所)		13人	105人	6人	35人	7人	70人

(説明) 緊急時支援事業の利用に係る事前登録を行っている方は合計34人、そのうち7人(主たる障がい、身体障がい4人、知的障がい3人)の方に緊急対応(訪問)を行いました。緊急時支援事業については、潜在的に必要としている方へのアプローチや、相談支援専門員等への更なる周知等、今後も検証を行っていきます。

令和4年度 緊急ショートステイ利用実績

1. 多機能拠点

氏名	年代	種別	SS利用期間	支給	契約	入口	出口	出口支援会議	拠点会議	その後
A	20	知的	3日	○	○	母の入院	退院により終了			
B	10	知的	2日	○	○	自宅での生活困難（本人の声出しで近隣とのトラブル）	自宅へ			住宅改修等するも母の疲弊は継続しており定期的に利用している
B	10	知的	2日	○	○	自宅での生活困難（本人の声出しで近隣とのトラブル）	自宅へ			
C	40	身体	7日	○	○	祖母の入院	事象落ち着き終了			GHへ入居
D	30	精神	2日	×	×	夫が仕事で一人では不安		○		
E	20	知的	5日	○	○	妹の受験（家族への束縛や暴力あり）	受験を終え終了			R5年度も緊急利用有→GHへ入居
F	30	身体	2日	×	×	鍵の紛失（自宅に帰れない）	翌日業者等の対応により終了			
G	40	知的	3日	○	○	祖父の緊急入院	事象落ち着き終了	○		
H	20	精神	3日	○	×	家族への暴力（緊急駆け付けからショートへ）	本人も落ち着き終了			
I	20	知的	7日	○	○	母の入院	事象落ち着き終了			
J	20	精神・知的	15日	○	○	家族への暴力	本人も落ち着き終了		○	
J	20	精神・知的	3日	○	○	家族への暴力	本人も落ち着き終了			
K	50	身体	104日	×	×	家族からの虐待	次のサービスへ	○	○	GHへ入居
L	20	精神	16日	○	○	家族への暴力	本人も落ち着き終了	○		7/23～8/3はGH体験利用に切替。母のヘルプコールある反面、共依存的で一緒にいないのも不安
L	20	精神	4日	○	○	家族への暴力→母の心身不調・疲れ	母の要望もあり終了	○		
M	30	精神	5日	○	○	自宅のエアコン故障	事象落ち着き終了			
N	40	身体	9日	○	○	母との関係悪化	次のサービスへ	○	○	GHへ入居
O	20	精神・知的	3日	○	○	ヘルパー等のケアが見込めない	事象落ち着き終了			
O	20	精神・知的	3日	○	○	ヘルパー等のケアが見込めない	事象落ち着き終了			
O	20	精神・知的	2日	○	○	本人の希望	本人も落ち着き終了			
O	20	精神・知的	3日	○	○	本人の希望	本人も落ち着き終了			
O	20	精神・知的	2日	○	○	本人の希望	本人も落ち着き終了			

利用実人数	15人	支給あり	契約あり				出口支援会議	拠点会議	
		12	11				6	3	

(以上出典 社会福祉法人佑啓会)

2. 面的整備（民間）

氏名	年代	種別	SS利用期間	支給	契約	入口	出口	出口支援会議	拠点会議	その後
T	20	知的	当日CXL		○	お身内不幸があり保護者帰省のため	終了			
N	20	知的	1日	○	○	お身内不幸があり保護者帰省のため	帰省終え終了			
T	30	知的	3日	○	○	親族入院で介護者が実家にもどる為	ご家族もどられ終了			
A	30	知的	2日	○	○	親族の葬儀の為	ご家族もどられ終了			
O	50	知的	5日	○	○	介護者の入院、手術	ご家族退院にて終了			
T	30	知的	2日	○	○	親族入院で介護者が実家にもどる為	ご家族もどられ終了			
T	30	知的	8日	○	○	親族の葬儀のため	月またぎで継続	○		
M	30	知的	4日	○	○	介護者の怪我	家族落ち着き終了			
T	30	知的	8日	○	○	親族の葬儀、遺品の片付けなど	ご家族もどられ終了			
O	50	知的	2日	○	○	市役所から依頼のケース	翌日自宅に帰り終了			
S	20	身体	2日	○	○	介護者の怪我	ご家族もどられ終了			
M	未就学	知的	2日	○	○	虐待予防の為（家族の負担軽減）	翌日自宅に帰り終了			
H	30	知的	2日	○	○	介護者の怪我（朝の支度ができない為）	単発利用			
H	30	知的	2日	○	○	介護者の怪我（朝の支度ができない為）	単発利用			
K	20	知的	1日	○	○	祖父の病状急変のため、要介護者が入院中の病院へ駆けつけるため。	ご家族の病状が安定	○		
K	33	知的	1日	○	○	ご家族との折り合いが悪く、自宅には帰りたくない強く希望した	相談員が間に入り調整			

(一時ケアセンター・なゆた・千楽より集計)

基幹相談支援センター・地域生活支援拠点事業 総括

事例の傾向

- ・個別相談事例の世帯構成に関し、高齢化が進展している（7040世帯から9060世帯へ）。
- ・引きこもり状態の事例顕著（親からの相談多し）。
- ・セルフネグレクト状態にあるケースへの対応。
- ・重度障がいがある方の、単身生活に向けた対応（居住支援、支援者の手配等生活の組み立て）。
- ・医療観察法下のケースへの対応（退院支援等医療機関からの要請）。
- ・緊急ショートステイ利用について、利用者が若年層の場合は虐待や親子間トラブル、壮年層～中年層は親の体調不良によるものが多い。

地域課題

（住まい）

- ・重度の身体障がいのある方が入居する住居（GH含む）は、家賃が高額になる傾向にあるため入居が困難。
- ・医療的ケアを受けながら暮らせる場所が限られている。
- ・障がい特性やニーズに即したグループホーム（特に市内）が限られている。
- ・地域移行を推進するための「体験の機会・場」の周知啓発、選択肢の拡充。

（人材不足）

- ・週末及び深夜早朝、夜間帯といった時間帯の他、重度障がいや医療的ケアへの対応が可能な介助者が不足している。
- ・相談支援専門員が不足しており、計画作成がスムーズに進まない。

（連携の仕組み）

- ・7040～9060問題を防ぐための、若年の段階から教育と福祉が連携を図る、個々に応じた対応。
- ・地域生活支援拠点を整備するため、相談支援事業所に対し活用事例や、その方法等の周知を図りながら、拠点会議を活用することが必要（相談支援専門員が抱える課題が、その世帯、ケース特有の課題ではなく、「地域課題」にも繋がる点を理解していない事例も）。

課題解決に向けた取組み（案）

- ・困難ケース等に関する緊急時における支援実績等、蓄積されたノウハウを実務者会議や研修機会等においてフィードバックし、支援力の向上を図る。
- ・重度の障がいがある方もグループホームに入居できるよう、障がい特性や利用ニーズを把握しながら、整備促進を図る。
- ・地域移行を図るための「体験の機会・場」の利用について検証、周知啓発を行いながら、積極的な活用を促進する。
- ・重度の障がいや医療的ケアを必要とする方に対し専門的な対応を行えるよう、基幹相談支援センターや多機能拠点を中心として、面的整備を図りながら、人材の育成を行う。
- ・重度障がい者の支援を行う介助者や、相談支援専門員等の人材の不足を解消するため、アンケート結果から見えてきた課題を基に、課題解消に向けた協議を行う。
- ・自立支援協議会等を通じて、8050問題等の課題を整理し、その解決に向けた取組みについて引き続き協議を行う。
- ・多様なニーズや支援困難な方への対応を図るため、地域生活支援拠点事業の両輪である、基幹相談支援センター及び多機能拠点に加え、引き続き面的整備を進めつつ、複数の機関が関わりながら支援する体制の構築を進める。